

津山市議会業務継続計画 (津山市議会 BCP)

令和2年12月22日

津山市議会

津山市議会業務継続計画（BCP）

【目次】

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1 目的 | 1 |
| 2 対象とする災害 | 1 |
| 3 議会の役割 | 1 |
| 4 議員の役割 | 1 |
| 5 議会事務局の役割 | 2 |
| 6 災害時の市との連携 | 2 |
| 7 災害発生時における対応 | 3 |
| 8 本会議・委員会開催に向けた具体的対応 | 4 |
| 9 連絡体制 | 5 |
| 10 防災訓練 | 5 |
| 11 BCPの見直し | 6 |
| | |
| 津山市議会災害対策会議設置要綱 | 7 |
| 災害ダイヤル（171）利用方法 | 8 |
| 行動の流れ | 9 |
| 行動形態 | 10 |
| 行動基準表 | 11 |

1 目的

津山市議会業務継続計画（BCP）（以下「BCP」という。）は、津山市内で大規模災害、または感染症の大規模な流行等が発生した場合に、津山市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携することにより、市民の安全安心の確保や被害の拡大防止、議会機能の早期回復を図ることを目的として、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定めるものとする。

[戻る](#)

2 対象とする災害

本BCPは、次の災害を対象とする。

- (1) 市本部が設置され、さらに全職員が災害応急対策業務のために配備されるような大規模災害。
- (2) 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症、大規模なテロ、家畜伝染病等による甚大な災害。
- (3) その他議長が必要と認める災害。

[戻る](#)

参考

【災害対策本部設置基準】津山市地域防災計画第3編 災害応急対策計画

| | | | |
|------------------|----------|---|-------------------|
| 災害対策本部 (非常体制) | 3号 配備 | <input type="checkbox"/> 発生災害が拡大し、被害が甚大であると予想されるとき <input type="checkbox"/> 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき <input type="checkbox"/> 震度5強以上の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> 特別警報が発表されたとき | 【全職員配置】 本部長：市長 |
|------------------|----------|---|-------------------|

3 議会の役割

- (1) 本BCPが対象とする災害もしくは感染症の流行が発生、または発生が予測され、議長が必要と認めるとき、議会は「津山市議会災害対策会議設置要綱」（以下「要綱」という。）に基づく、「津山市議会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）を設置する。また、市本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、災害対策会議を通じて市本部に提供する。また、市本部からの情報は、災害対策会議を通じて全議員に「貸与されているタブレット」（以下「タブレット」という。）に送信する。
- (3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望等を行う。
- (4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

[戻る](#)

4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援を行う。

- (2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供することとし、直接、市本部への連絡は行わない。
- (3) 災害対策会議からの情報を市民に提供する。
- (4) 大災害までに至らない中小規模の災害であっても、本BCPを尊重し、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。

[戻る](#)

5 議会事務局の役割

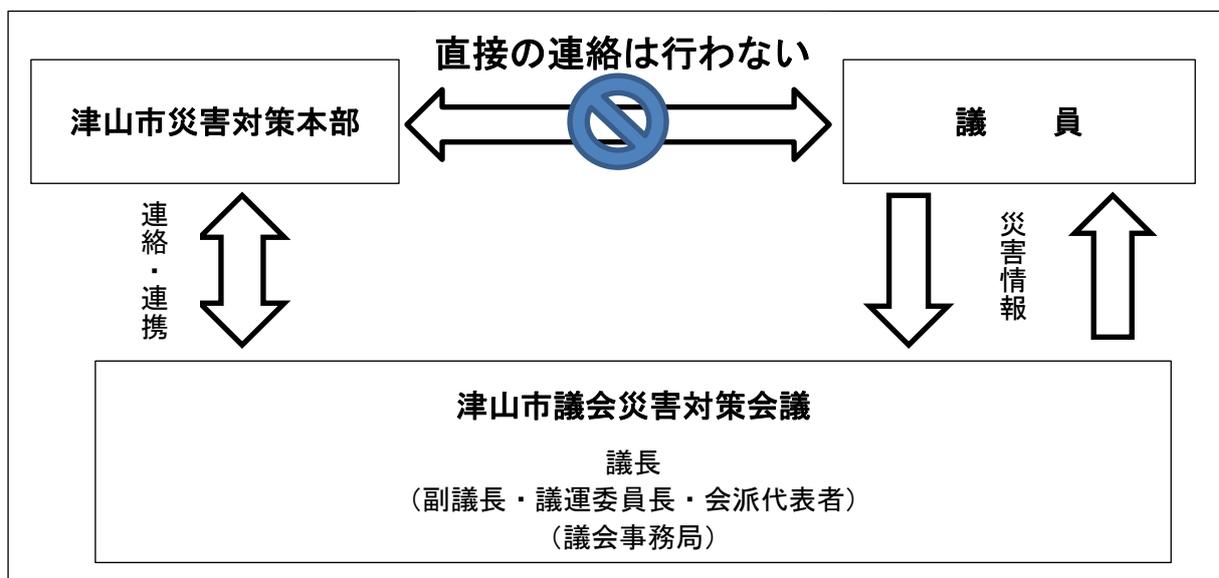
市本部が設置された場合、議会事務局（以下「事務局」という。）は、通常業務に優先して速やかに次の災害対応の業務に当たるものとする。また、災害が勤務時間外に発生した場合においては、自身及び家族の安全を確保した上で、速やかに事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- (1) 傍聴者等の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 事務局職員の安否を確認する。
- (3) 正副議長及び議員の安否を確認する。
- (4) 議会棟の被災状況を確認する。
- (5) 災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。
- (6) 市本部（市本部に参集している議会事務局長）との連絡体制を確認する。
- (7) 収集した災害関係情報を整理し、災害対策会議に報告する。

[戻る](#)

6 災害時の市との連携

大規模災害発生時においては、市本部と災害対策会議が組織的に連絡・連携体制を確立することが重要である。実質的に災害対策を実施するのは市本部を中心とした市の関係課であるが、災害対策会議においても、議員が収集した地域の災害情報を的確に把握・集約し、市本部へ伝達すると同時に、市本部が集約した情報と合わせて、必要に応じて議員に報告していく。



※議員からの市本部への情報提供・収集等については、同本部が災害対応に専念できるよう、直接の連絡は控え、災害対策会議を窓口として行うものとする。ただし、救助・救命に係る緊急性のある情報については、緊急通報するなど、関係機関に直接連絡する。

[戻る](#)

7 災害発生時における対応

(1) 災害発生時（発災時から概ね24時間）

ア 議会及び議員の行動

- ① 本会議、委員会が開催中の場合
 - a 議長または委員長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
 - b 議長または委員長は、被災状況により、その日の会議を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、議決を経なければならない。
 - c 議員は、自身の安全確保を行った上で、議会棟内に被災者がいる場合には、その救出・支援を行う。
- ② 本会議、委員会が開かれていないとき並びに議員が登庁していない場合
 - a 議員は、自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難した上で、自身の安否とその居所及び連絡先を事務局に連絡する。
 - b 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等できる限りの協力をする。ただし、議長から招集があったときは、速やかに参集する。
- ③ 委員会または会派による視察（出張）を行っている場合
 - a 責任者（委員長または会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合、速やかに被災状況を議長（議長に事故がある場合は副議長）に報告する。
 - b 責任者（委員長または会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めるときは、視察を終了し、帰津（市内視察にあっては帰庁）する。
 - c 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、責任者に対し、視察の終了及び帰津または帰庁を命ずることができる。

イ 災害対策会議の開催

- ① 議長は、災害対策会議を招集する。
- ② 議長は、要綱に基づき、会議の運営を行う。
- ③ 発災直後については、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を駆使することで情報を収集し、市本部からも情報を得るよう連絡体制の確保に努める。
- ④ 災害対策会議等の情報については、タブレットを使用し、全議員に周知する。
- ⑤ 災害対策会議は、議長の判断により、オンラインで行うことができるものとする。
※オンラインとは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

ウ 事務局職員の行動

- ① 勤務時間中
 - a 来庁者、議員の避難誘導及び救助・支援を行い、その後、速やかに事務局職員及び議員の安否確認を行う。
 - b 議会棟の施設・設備などの被災状況の確認及び電話・パソコン等の情報端末機器類の稼働状況を確認する。
 - c 災害対策会議の開催準備・運営補助を行い、市本部からの災害等の情報を収集して、災害対策会議に伝達する。 [戻る](#)
- ② 勤務時間外
 - a 自身や家族等の安全確保を行った後、速やかに事務局に参集する。

- b 参集後、速やかにメールや電話等の連絡可能な手段により、事務局職員及び議員の安否確認を行う。
- c 議会棟の施設・設備などの被災状況の確認及び電話・パソコン等の情報端末機器類の稼働状況を確認する。
- d 災害対策会議の開催準備・運営補助を行い、市本部からの災害等の情報を収集して、災害対策会議に伝達する。戻る

(2) 応急活動期（2日～7日程度）

- ア 災害発生時からの活動を継続する。市本部と連携し、災害対策会議で収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに全議員へ情報提供する。情報提供を受けた議員は、Twitter や Facebook などのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に正確な情報提供を行う。また、地域の被災状況等を把握した議員は、必要に応じて、その情報を災害対策会議に提供する。
- イ これまで収集した災害関係情報に基づき、災害対策会議の今後の取組等についての検討を始める。
- ウ 事務局職員は、議場の放送・録音設備等が正常に稼働するか確認する。正常に稼働しない場合には、復旧に向けて業者等と連絡調整を行う。

(3) 復旧活動期（8日以降）

- ア 応急活動期からの活動を継続する。災害対策会議は、市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ、市本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。
- イ 本会議・委員会開催に向け、協議事項の調整や、開催場所などの協議を行う。
- ウ 臨時会等において、災害対策及びその必要経費を速やかに審議する。
- エ 迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策会議で検討・調整した内容について、国、県等に対し、要望等の活動を行う。戻る

8 本会議・委員会開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長について

- ア 正副議長ともに事故がある場合
会期中の場合は、仮議長が議長の職務を行う。
- イ 正副議長ともに欠けた場合
正副議長を選任する。

(2) 正副委員長について

- ア 正副委員長ともに事故がある場合
年長委員が委員長の職務を行う。
- イ 正副委員長ともに欠けた場合
正副委員長を選任する。

(3) 定足数について

- 原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員（または委員）の出席が必要である。

(4) 当局の出席について

会議開催時の当局の出席者について、被災状況や災害対応状況等を勘案の上、当局と調整する。状況によっては、会議において当局の出席に配慮した議会運営等を検討する。

(5) 議場及び委員会室が使用不可能な場合

議場及び委員会室の使用が不可能になった場合は、代替施設を選定し対応する。なお、議場システムが使用できない場合は、インターネット中継及びテレビ津山による録画中継は配信しない。

また、本庁舎が使用不可能となった場合は、津山市業務継続計画により特定された施設を代替施設とする。

[戻る](#)

参考

| 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 | |
|-------------------------|------|
| 第1順位 | 第2順位 |
| 勝北支所 | 久米支所 |

(6) 議案の審議について

ア 会期中に本BCPが対象とする災害が発生した場合

議案審議の日程等の調整（日程変更、審議終了、会期の短縮等）を行う。

イ 閉会中に本BCPが対象とする災害が発生した場合

臨時会または定例会の招集時期、審議日程等について調整を行う。

※議会運営については、地方自治法、津山市議会会議規則、津山市議会委員会条例等の規定に基づき対応する。

[戻る](#)

9 連絡体制

(1) 安否確認等

ア 本BCPが対象とする災害が発生したときは、議員はタブレットを使用し、事務局に自身の安否、居所及び連絡先を送信する。なお、タブレットの使用が制限もしくは使用不能の場合は、携帯電話、固定電話またはFAX等を使用するものとする。災害情報の提供についても同様とする。

議会事務局

電話：0868-32-2140

FAX：0868-32-2160

メールアドレス：gikai@city.tsuyama.lg.jp

イ 議員は、事務局に届けている電話番号等に変更があった場合は、その都度、事務局に届け出るものとする。

(2) 情報提供

災害対策会議から議員への情報提供については、タブレットを使用し行うものとする。

※連絡等の方法については、状況に応じて、電話やメールのほか、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル『171』を利用するなど、そのとき使用可能なさまざまな通信手段

を確保するよう努めるものとする。

[戻る](#)

10 防災訓練

議会BCPが対象とする災害の発生等を想定した、非常参集、安否確認、非常通信等の防災訓練を適宜実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

[戻る](#)

11 BCPの見直し

- (1) 災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化などが生じた場合は、内容の見直しを図る。
- (2) 本BCPの見直しは、議会運営委員会において行うものとする。

[戻る](#)

津山市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津山市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置する。

- (1) 大規模災害等の緊急の事態が発生し、津山市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、さらに全職員に配備命令が発せられたとき。
- (2) その他、議長が必要と認めるとき。

(組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、議会運営委員長及び各会派代表者をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長、副議長ともに事故等あるときは、議会運営委員長、ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(会議)

第4条 災害対策会議は、議長が招集する。

- 2 災害対策会議の設置場所は、議長が定める場所とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長の決するところによることができる。

(所管事務)

第5条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 市本部からの情報の収集及び議員への情報の提供に関すること。
- (3) 議員等からの情報の収集及び整理並びに市本部への情報の提供に関すること。
- (4) 必要に応じて市本部への要望及び提言に関すること。
- (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。
- (6) その他、議長が必要と認める事項。

(市本部との連携)

第6条 災害対策会議は、市本部の災害応急対策業務の状況に十分配慮した上で、必要に応じて、市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(災害対策会議の廃止)

第8条 議長は、市本部が廃止されたとき又は災害の応急対策が概ね完了したと判断したときは、災害対策会議を廃止する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

[戻る](#)

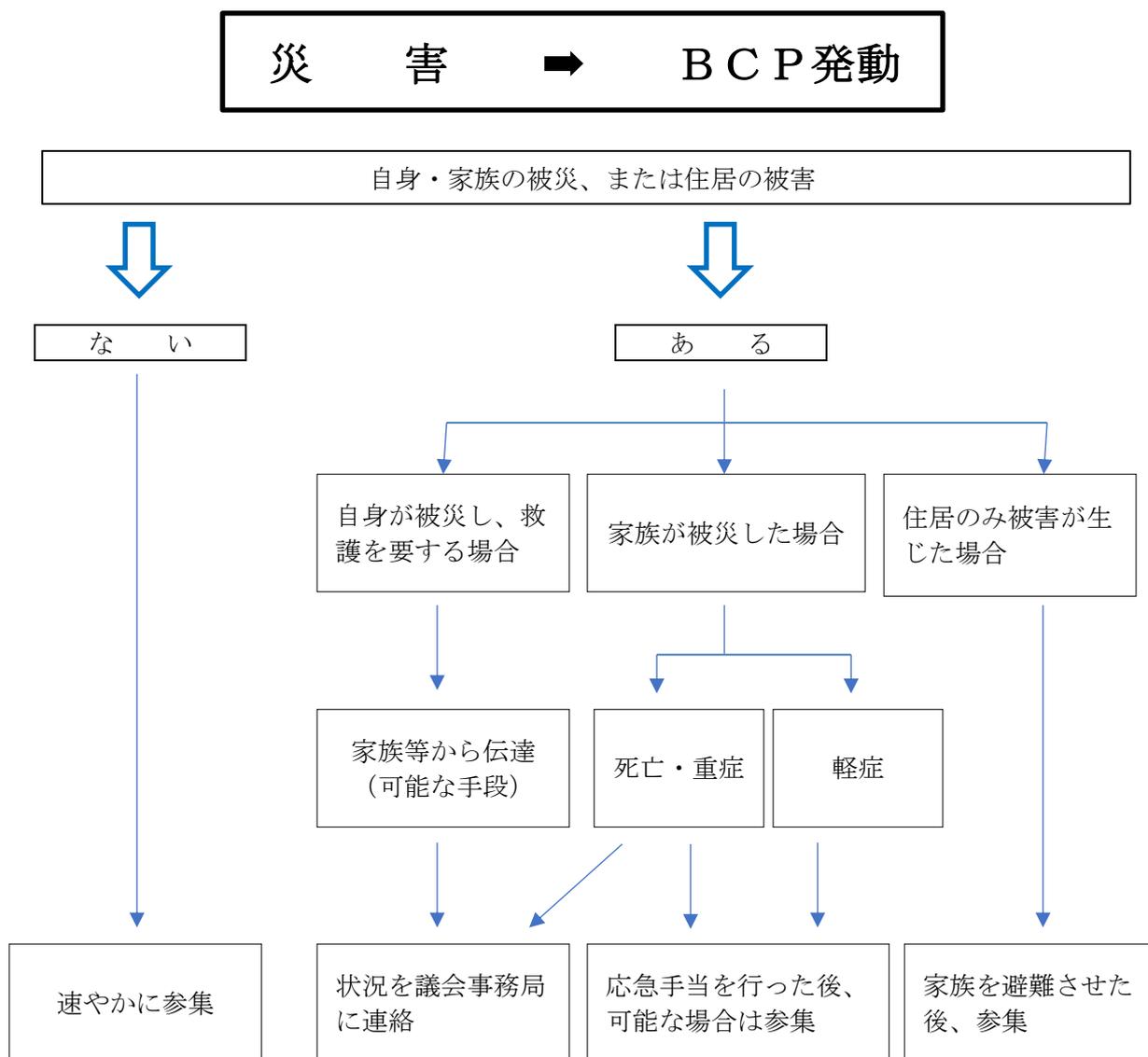
【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

災害用伝言ダイヤルとは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

| 議会事務局からの伝言を聞く（再生） | 議会事務局へ伝言をする（録音） |
|---|--|
| <p>「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の再生を行ってください。</p> <p>① 「171」を押す ↓</p> <p>② 「2」を押す ↓</p> <p>③ 議会事務局の電話番号 0868-32-2140 を入力 ↓</p> <p>④ 「1」を押す ↓</p> <p>⑤ 伝言（メッセージ）の再生開始 ↓</p> <p>⑥ 繰り返し再生は「8」を押す 次の伝言の再生は「9」を押す ↓</p> <p>⑦ 再生後のメッセージ録音は「3」を押す</p> | <p>自分の安否や周辺状況等について録音します。</p> <p>⑧ 「171」を押す ↓</p> <p>⑨ 「1」を押す ↓</p> <p>⑩ 議会事務局に届け出たご自宅などの電話番号を押す 0868-〇〇-〇〇〇〇を入力 ↓</p> <p>⑪ 「1」を押す ↓</p> <p>⑫ ピッという音の後に30秒以内でメッセージを録音する 例 議員の〇〇です 私は無事です など ↓</p> <p>⑬ 録音後に「9」を押す</p> |

[戻る](#)

「行動の流れ」(会議外に発生した場合の基本的行動フロー)



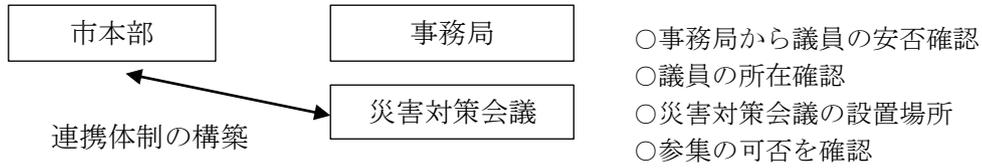
留意点

- 議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集すること。
- 自身や家族が被災した場合、また、住居被害が生じた場合は、その状況に応じ、対応した後、参集すること。
- 参集が不可能な場合は、その旨を事務局に報告するとともに、連絡が取れる態勢を確保しておくこと。
- 参集途上、参集に支障のない範囲で、災害情報を収集すること。

[戻る](#)

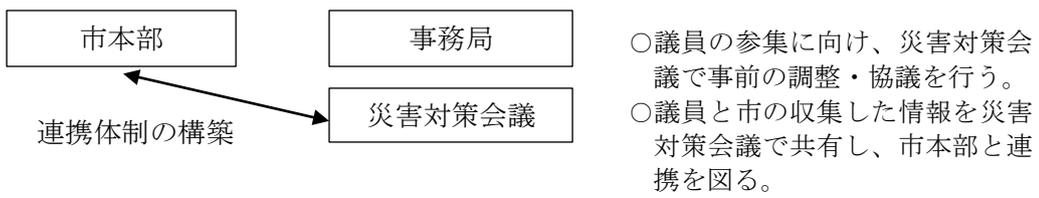
「行動形態」(災害が会議外に発生した場合の基本的行動形態)

災害発生時(発災時から概ね24時間): 事務局職員の参集、災害対策会議の設置
安否確認の実施、情報の収集



※議員は、災害対策会議からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活動に協力するなど、地域での活動などに専念する。
なお、被災情報等は災害対策会議に提供し、直接市本部への連絡は行わない。

応急活動期(2日~7日程度): 災害情報の収集、把握、共有



※議員は、災害対策会議から参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する。

復旧活動期(8日以降): 議会機能の早期復旧



※本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算等を審議する。

1か月~: 常時の議会組織体制へ

[戻る](#)

「行動基準表」

○災害発生時（発災時から概ね24時間）

| 時期 | 本会議、委員会が開催中の場合 | | |
|--------------------|--|---|--|
| 発災時 ～ 概ね24時間 | 議会及び議員 ・会議の休憩・散会 ・出席者・傍聴者の安全確保 ・自身の安全確保 ・議会棟内に被災者がいる場合、その救出・支援 | 災害対策会議 ・災害対策会議の設置 ・災害対策会議の運営 ・被災状況の情報収集 ・市本部からの情報収集 ・災害対策会議等の情報をタブレットにより、全員に周知 | 事務局職員 ・議員、来庁者の避難誘導及び救助・支援 ・事務局職員及び議員の安否確認 ・議会棟の施設・設備など稼働状況の確認 ・災害対策会議の運営補助 |

○災害発生時（発災時から概ね24時間）

| 時期 | 本会議、委員会が開かれていないとき並びに議員が登庁していない場合 | | |
|--------------------|---|--|--|
| 発災時 ～ 概ね24時間 | 議会及び議員 ・自身の安全確保 ・事務局への安否連絡等 ・地域における被災者の支援 ・災害対策会議への出席 | 災害対策会議 ・災害対策会議の設置 ・災害対策会議の運営 ・被災状況の情報収集 ・市本部からの情報収集 ・災害対策会議等の情報をタブレットにより、全議員に周知 | 事務局職員 ・議員、来庁者の避難誘導及び救助・支援 ・事務局職員及び議員の安否確認 ・議会棟の施設・設備など稼働状況の確認 ・災害対策会議の運営補助 |

○応急活動期（2日～7日程度）

| 時期 | 議会及び議員 | 災害対策会議 | 事務局職員 |
|-------------------|---|---|--|
| 概ね2日 ～ 概ね7日 | ・地域における被災者の支援を継続 ・地域の被災状況等の把握・情報提供 ・災害対策会議への出席 ・市民への情報提供 | ・災害対策会議の運営 ・災害対策会議の今後の取組についての協議 ・被災状況の情報収集 ・市本部との連携 ・災害対策会議等の情報をタブレットにより、全議員に周知 | ・議会棟の施設・設備など稼働状況の確認状況により、業者等との連絡調整 ・災害対策会議の運営補助 |

○復旧活動期（8日以降）

| 時期 | 議会及び議員 | 災害対策会議 | 事務局職員 |
|--------|--|--|--|
| 概ね8日以降 | ・地域における被災者の支援を継続 ・地域の被災状況等の把握・情報提供 ・災害対策会議への出席 ・市民への情報提供 ・市本部から、状況及び今後の災害対応について説明聴取 ・議会運営の準備 ・臨時会等での議案審議 | ・災害対策会議の運営 ・被災状況の情報収集 ・市本部との連携 ・災害対策会議等の情報をタブレットにより、全議員に周知 ・市民への情報提供 ・国県等、関係機関への要望活動等 | ・議会棟の施設・設備など稼働状況の確認状況により、業者等との連絡調整 ・災害対策会議の運営補助 |

[戻る](#)